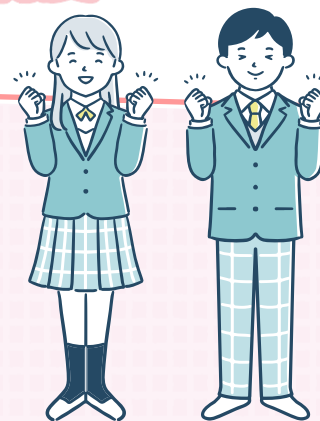


東京都立高等学校等給付型奨学金制度 のご案内

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が学校の多様な教育活動に主体的に参加する機会を確保するため、必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。
本制度の利用を希望される方は、提出期限までに、申請手続を行うようお願いします。



- ※ **非自発的事由**により家計急変し、収入が激減した世帯が対象です。
- ※ 離婚等は家計急変の事由には当たらず、親権者の人数の変更により再審査を行いますので、生徒が在学する学校の経営企画室にお問い合わせください。
- ※ 本制度は原則として、生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではありませんのでご注意ください。ただし、奨学金の交付手続中に発生した経費や交通費等に係る経費については、一時的に保護者が負担し、後日、負担した経費を金銭給付いたします。

1 支給対象となる生徒

家計急変による経済的理由から、世帯の年収見込が次のいずれかの世帯に該当する生徒

支給対象世帯	年収目安	支給限度額
都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が 非課税相当 となる世帯	約 270 万円未満	50,000 円
都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が 182,500 円未満相当 となる世帯	約 270 万円～ 約 490万円 未満	30,000 円

- ※ 1 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額は、保護者の合算となります。
- ※ 2 **令和8年度から支給対象世帯を拡充しました。**記載の年収はあくまで目安であり、実際には扶養親族の人数の状況等により住民税所得割額が異なるため、**年収が490万円以上でも対象となる場合があります。**
- ※ 3 以下に該当する場合は支給対象となりません。
 - ①休学又は留学の許可を受けている場合
 - ②高等学校等を卒業又は修了したことがある場合
 - ③措置費（見学旅行費又は特別育成費のうち加算分）が措置されている場合
 - ④令和7年1月1日現在保護者の一方でも海外在住等で、課税情報が取得できない場合



2 支給対象経費

- 1 学校行事における経費

 - 修学旅行費（上限額あり） ●校外学習費（上限額あり） ●勉強合宿費
 - 語学合宿費 ●長期における実習先までの交通費 ●介護実習費 …他
- 2 学力向上に向けた経費

 - 模擬試験受験料 ●実力テスト受験料
 - A O・論文対策講座受講料 ●大学実践模試受験料 …他
- 3 検定試験経費

 - 英語検定費 ●漢字検定費 ●簿記検定費
 - 情報処理検定費 ●秘書検定費 ●色彩検定費 …他
- 4 資格試験経費

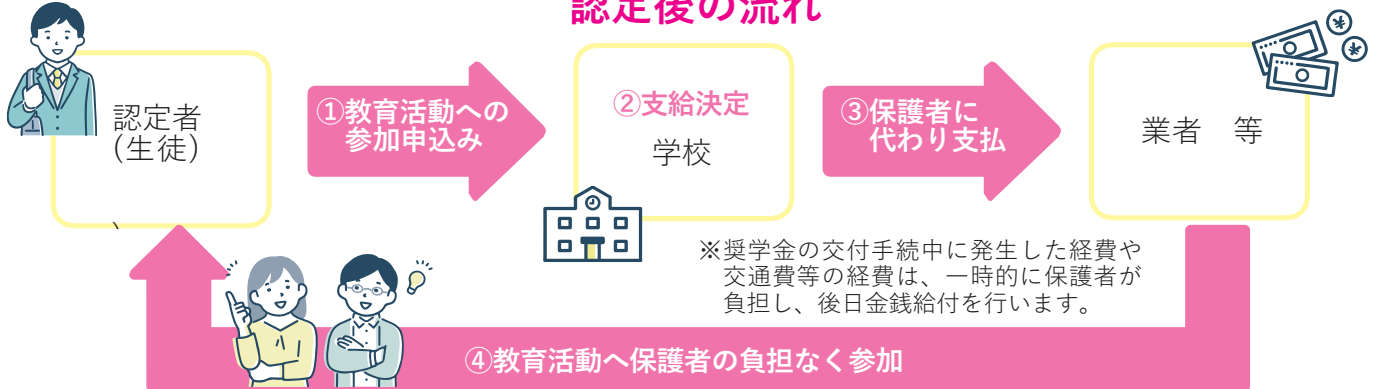
 - 危険物取扱者取得費 ●電気工事士資格費 ●ガス溶接技能講習費
 - インテリアコーディネーター取得費 ●自動車整備士取得費 …他

※ 上記はあくまで一例です。詳細な支給対象経費については後日学校から改めて周知いたします。

3 申請について

- (1) 奨学金を申請される方は「4 申請に必要な手続」をご参照の上、東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請の手続を行ってください。
- (2) その後、学校から認定結果に係る通知が届きます。認定された生徒は、**各学校が設定する支給対象経費に対して、支給限度額まで保護者の負担なく参加できます。**
ただし、奨学金の交付手続中等、学校口座へ奨学金の入金がされるまでの間に経費が発生した場合や交通費等に係る経費は、一時的に保護者が負担し、後日金銭給付を行います。

認定後の流れ



是非、積極的にご活用ください。

4 申請に必要な手続

1 オンライン申請

給付型奨学金のオンライン申請は、以下の URL 又は QR コードより行ってください。初回ログインは、各学校より配布されるログイン通知書をご確認ください。
オンライン申請システム URL : <https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp>

オンライン申請システム	操作マニュアル

4 操作マニュアル・動画を ご参照ください。

2 必要書類の提出

①保護者の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、勤務先の休業案内、家計急変前後のシフト表など

②家計急変後の収入を証明する書類 (次の書類のいずれかを保護者全員分)

お勤めの方・・・会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細 (3ヶ月分)
自営業の方・・・税理士又は公認会計士の作成した証明書類

※ 自営業の方で、税理士又は公認会計士の作成した証明書類の提出が難しい場合は、収支計算書を提出してください。

③保護者等の扶養親族の人数、年齢を確認するための書類 (次の書類のいずれかを保護者全員分)

扶養親族の記載された課税証明書、特別徴収税額通知書、住民税納税通知書、扶養誓約書

※ 課税証明書等は、直近のものを提出してください。

※ 課税証明書等により扶養親族が確認できない場合は、扶養誓約書を提出してください。

5 提出期限・提出先等

提出期限

各学校が指定する提出期限まで
※ 書類に不備があった場合に備え、早期にご提出ください。

提出先及び問合せ先

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室
生徒が在学している国公立高等学校等の事務室

制度に関する 問合せ先

〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎北側 15 階
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
☎ 03(5320)7862 (平日 9:00 ~ 17:45)

